第１号議案

令和７年度事業報告

１．令和７年度の主な動き

⑴ 令和７年度の経済動向[1]

我が国経済は、賃上げ率が２年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来た。足元の景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している。しかし、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いている。 こうした現状に対し、まずは、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、防衛力と外交力の強化を３つの柱とする「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和７年 11 月 21 日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）を策定した。その裏付けとなる令和７年度補正予算（令和７年 12 月 16 日成立）を迅速かつ着実に執行し、総合経済対策の効果を広く波及させていく。令和７年度の我が国経済は、今後も緩やかな回復を続け、実質国内総生産（実質 GDP）成長率は 1.1%程度、名目国内総生産（名目 GDP）成長率は 4.2%程度、消費者物価（総合）は 2.6%程度の上昇率になると見込まれる。

⑵ 関税関係法令の改正

財務省関税局は、関税政策や税関行政を取り巻く環境の変化及び内外の経済・社会の構造変化等を踏まえ、次の品目に対する関税率の見直し及び制度改正を行った。

① 暫定税率等の適用期限の延長等

イ．暫定税率の適用期限

令和７年３月 31 日に適用期限が到来する 411 品目に係る暫定税率について、その期限を令和８年３月 31 日まで延長。

ロ．特別緊急関税制度

令和７年３月 31 日に到来する適用期限を 令和８年３月 31 日まで延長。

---

[1] 令和８年１月 23 日閣議決定の「令和８年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」から抜粋

ハ．加糖調製品に係る暫定税率

加糖調製品のうち５品目（ココアの調製品、ミルクの調製品等）について、調整金の拡大が可能となるよう、令和７年度の CPTPP 税率の設定状況等を踏まえ所要の暫定税率を引下げ。

ニ．給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の見直し

令和 7 年 4 月より新設される乳児等通園支援事業を行う施設において児童に提供される給食用脱脂粉乳について、関税軽減措置の適用対象に追加。

ホ．「リチウム＝ビス（オキサラト）ボラート」の暫定税率化

リチウム＝ビス（オキサラト）ボラート（LiBOB）は、電気自動車等に使用されるリチウムイオン電池（LIB）用の電解液に使用される添加剤である。

特定重要物資であるリチウムイオン電池（LIB）を含む蓄電池のサプライチェーンに係る物資については、安定的な供給の確保が肝要である。従って、代替品の開発・生産支援を将来的に行う可能性も含めて、関連サプライチェーンの将来的な展開をよく見極める必要があるため、暫定税率を無税とする。

ヘ．沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度等）

沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」という。）に基づき、国際物流拠点産業集積地域（以下「国際物流地域」という。）における関税制度上の特例措置として、選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置が講じられており、令和７年３月 31 日 にその適用期限が到来するが、軽減措置の適用期限を令和９年３月 31 日まで２年間延長。

② 個別品目の関税率の見直し

イ．「シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ブロミド（CEDMAB）」及び「シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ヒドロキシド（CEDMAH）」[2]の関税率の見直し

当該品目については、その用途が SCR 触媒に用いられるゼオライトの製造原料に限られており、需要が限定的であるため、国内生産者は存在せず、今後も引き続き全量を輸入する状況が続くと予想されることから、調達安定性の確保及び国内ゼオライトメーカー等の国際競争力の維持を図るため、CEDMAB 及び CEDMAH に

---

2 「シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ブロミド（CEDMAB）」 及び「シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ヒドロキシド（CEDMAH）」は、ディーゼルエンジンの排ガス浄化に使用される SCR 触媒に用いられるゼオライトの原料である。

係る基本税率を無税とする。

ロ．1,6 −ヘキサンジオール[3]の関税率の見直し

当該品目については、国内生産は既に終了し安価な海外製品が市場に出回っていることに加え、国内生産の再開には多額の費用がかかることから、今後の国産化の可能性が極めて低いことから、1,6 −ヘキサンジオールに係る基本税率を無税とする。

③ 特別特恵関税の適用期限の延長

我が国は、G7 広島サミット等において開発途上国との連携の重要性を訴えてきたことから、特別特恵関税の適用期限を、現行の LDC 卒業後 1 年以内から 3 年以内に延長。

④ その他

イ．納税環境の整備

現行制度において、納付すべき税額等の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがある場合、電子取引データに記録された事項に関しては、紙の場合と比して、複製・改ざん行為が容易であり、また、その痕跡が残りにくいことから、重加算税が賦課されるときは、その重加算税の額は、重加算税の基礎となるべき税額に 10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とされている。

輸入取引の電子取引データについて、その保存及び処理を自動化するシステムを利用した上で、一定の要件を満たして送受信・保存がされれば、その保存及び処理の適正性が確保され、電子取引データの複製・改ざん行為が困難であると認められることから、当該電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為について、重加算税の加重の適用対象から除外。

ロ．レバノンに対する便益関税の適用

令和 7 年 4 月 1 日以降、便益関税の対象国にレバノンを追加。

２．諸会議の報告

(1) 社員総会

[3]1,6 −ヘキサンジオールは自動車向けの合成・人工皮革をはじめ、塗料や接着剤などの幅広い製品に加工される各種化学製品の中間材料として利用される化学品である。

① 令和７年５月 30 日、ホテルグランドアーク半蔵門において「第 31 回通常総会」が開催され、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認、可決された。

第１号議案	令和６年度事業報告に関する件
第２号議案	令和６年度決算に関する件
第３号議案	令和７年度事業計画（案）に関する件
第４号議案	令和７年度予算（案）に関する件
第５号議案	役員選任に関する件

② 令和７年７月 15 日、代表理事が社員に対して下記議案の提案書を送付し、社員全員から同意書を受領した。これにより、同年８月１日、当該議案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなされた。

議　　案	理事選任に関する件

(2) 理事会

① 令和７年４月 22 日、ホテルグランドアーク半蔵門において「令和７年度第１回理事会」が開催され、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認、可決された。

第１号議案	令和６年度事業報告に関する件
第２号議案	令和６年度決算に関する件
第３号議案	社員総会開催に関する件
説明事項	役員選任に関する件

② 令和７年５月 30 日、ホテルグランドアーク半蔵門において「令和７年度第２回理事会」が開催され、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認、可決された。

議　　案	会長、副会長、代表理事等の選定に関する件

③ 令和７年７月１日、代表理事が理事及び幹事に対して下記議案の提案書を送付し、全員から同意書を受領した。これにより、同年７月 15 日、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

議　　案	臨時社員総会（書面決議）の開催に関する件

④　令和７年９月 19 日、ホテルグランドアーク半蔵門において「令和７年度第４回理事会」が開催され、次の議案について審議が行われ、原案どおり承認、可決された。

議　　案	「通関業の日」記念日行事に関する件 （会長特別表彰被表彰者等の選定について）
報告事項	令和７年度事業計画の進捗状況について　他

⑤ 令和７年３月 13 日、ホテルグランドアーク半蔵門において「令和７年度第５回理事会」が開催され、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認、可決された。

第１号議案	令和８年度事業計画（案）に関する件
第２号議案	令和８年度収支予算（案）に関する件
第３号議案	賛助会員への入会申込みに関する件
第４号議案	規程の制定に関する件

(3) 事務局連絡会議

令和７年９月５日、日本通関業連合会（以下「連合会」という。）の会議室において「事務局連絡会議」が開催され、次の議題で意見交換を行った。

議　　題	① EPA 関税認定アドバイザー制度に関する意見要望等について ② 財務省主催「急増する少額輸入貨物への対応に関する WG」に関する意見交換 ③ 会報誌「JCBA」の紙送付の廃止及び HP 上での掲載について ④ 説明事項

(4) 全国会長・理事長と日本通関業連合会役員との拡大会議

令和７年 10 月 23 日、24 日の両日、宮城県仙台市において「全国会長・理事長と日本通関業連合会役員との拡大会議」が開催され、次の議題で意見交換等を行った。

議　　題	令和８年度「全国会長・理事長と連合会役員との拡大会議」の

	開催について
意見交換	EPA 関税認定アドバイザーの今後の進め方について

(5) 通関士部会・事務局合同会議

令和 7 年 11 月 6 日、7 日の両日、ニッショーホールにおいて「通関士部会・事務局合同会議」を開催し、次の議題で意見交換等を行った。

議　題　等	① 各地区通関業会から提案のあった議題について ② 説明事項 ・2030 年度に向けた総合物流施策大綱に関する検討について ・タイ通関業会との MOU 締結について
セミナー等	① シッピオによる国際物流のデジタル化推進サービスについて ② EPA 関税認定アドバイザーに係るフォローアップについて

(6) ダイバーシティ推進部会

① ダイバーシティ推進部会・事務局合同会議

令和 8 年 2 月 10 日、オンラインにより「ダイバーシティ推進部会・事務局合同会議」を開催し、次の議題について審議を行い「令和 8 年度のアクションプラン」等を決定した。

議　　題	① 令和 7 年度のアクションプランの実施結果について ② 令和 8 年度のアクションプランについて

② ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム会合

令和 8 年 1 月 20 日、オンラインにより「ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム会合」を開催し、次の議題について議論を行った。

議　　題	① 令和 7 年度のアクションプランの実施結果について ② 令和 8 年度のアクションプランについて

(7) 財務省関税局幹部と連合会役員との意見交換

① 財務省関税局長との意見交換会

令和 7 年 9 月 19 日、ホテルグランドアーク半蔵門において財務省関税局から寺岡関税局長、廣光、中澤両大臣官房審議官をはじめ幹部のご出席をいただき、連

合会役員との意見交換会を実施した。

同意見交換会において、連合会側から次の事項について説明を行い、関税局幹部との間で活発な意見交換を行った。

説明事項	① EPA 関税認定アドバイザーの導入と今後の進め方について ② トランプ関税の発動と地域経済への影響について

③ 財務省関税局業務課との意見交換会

令和 7 年 4 月 22 日、ホテルグランドアーク半蔵門において関税局から藤中業務課長以下担当官のご出席をいただき、次の事項に関する説明を受け、意見交換を実施した。

業務課からの説明事項	① 輸入申告項目の追加について ② 海上小口貨物の簡易通関について ③ AEO 相互承認のベネフィットについて ④ AEO 通関業者のベネフィットについて

３．事業報告

(1) 調査・研究事業関連

① 通関業界におけるダイバーシティへの取組み支援

イ. 令和 7 年度における連合会のアクションプランである「ワークショップの開催」を次のとおり実施した。

なお、参加者からは「新たな学びや気付きが得られた」、「自分が普段いかに無意識の思い込みをしているかに気付かされた」、「今回学んだことは普段の業務の場面に具体的に当てはまることが多く、直ぐに業務に取り入れることが出来る内容であった」等、高い評価の意見が多かった。

・日時：11 月 20 日（木）13:30～16:30
・場所：虎ノ門アルセアタワーコンファレンス
・講師：井澤友郭様（こども国連環境会議推進協会事務局長・㈱アエルデザイン代表取締役）
・テーマ：いま求められる“多様性”対応力
～多様性の力で現場を強くするワークショップ型研修～
・参加者：ダイバーシティ推進部会 WT メンバー等　22 名

ロ．前年度のアクションプラン「連合会会長と各地区通関業会役員との意見交換」について、唯一未実施となっていた函館通関業会役員等との意見交換が 10 月 30 日に実現した。

ハ.各地区のアクションプランである「ダイバーシティ推進のためのチームの設置」については、沖縄を除く 8 地区において活動チームの設立が完了した。なお、沖縄については、活動メンバーの募集も困難なことから、今後事務局が中心となって推進していくこととなった。

その他、各地区独自の取組みについては、ダイバーシティへの取組み企業へのヒアリング、講演会の開催及び意見交換会の開催等、工夫を凝らした取り組みが行われた。

② 通関士の専門性向上等に向けた支援

イ．連合会では、通関士の専門性向上、職域拡大を支援する観点から、EPA の利用に関して輸出入事業者からの相談に対応する専門家「「EPA 関税認定アドバイザー（以下「認定アドバイザー」という。)」を育成する新たな認定制度を導入することとした。

令和 7 年 6 月 10 日から 13 日までの 4 日間、財務省の後援を得て、認定アドバイザーを育成するための養成講座を開講し、当該講座に全国から 93 名の通関士が参加した。同講座を受講し、修了試験に合格した 93 名に対し、6 月 26 日に連合会会長から認定証が交付された。

ロ．令和 8 年 2 月 5 日、財務省会議室において、財務省関税局の主催による「EPA 関税認定アドバイザー座談会」が開催された。座談会には、既にコンサルティング業務に従事している認定アドバイザーのほか、連合会から専務理事が参加した。座談会の模様については、日本関税協会が発行する「貿易と関税」の 4 月号に掲載された。

また、令和 8 年 3 月 25 日、一般社団法人日本自動車部品工業会が主催する会員向け EPA 活用推進セミナーに、認定アドバイザーが登壇してコンサルティングの事例紹介を行った。

ハ．令和 8 年 3 月 2 日、認定アドバイザーを対象に「コンサルティングを知るセミナー」と題するフォローアップセミナーを開催した。

③ 外国の通関業会等との連携強化

イ．令和７年８月 19 日、タイのバンコクにおいて、当連合会の岡藤会長が参加して、タイ通関業者・運送業者協会（CTAT）との間で「協力の枠組みに係る MOU」[4]に署名し、MOU を締結した。当該 MOU については、締結式の翌日（8/20）に開催された国際物流展示会「TILOG-Logistix2025」のオープニングセレモニーにおいて、タイ国商務大臣が出席する中で紹介された。

ハ．令和８年１月８日、青山学院大学において戦略経営・知的財産権プログラム（SMIPRP）（修士課程）コースに参加する開発途上国からの留学生（税関職員）[5]に対し、当連合会から講師を派遣して特別講義を行った。

二．令和８年１月 15 日、IFCBA 総会がオンラインで開催された。今総会では、役員改選が実施され、当連合会の岡藤会長が IFCBA のマネージング・ダイレクターに再選（2 期目）された。

④　第７次 NACCS の稼働開始に向けた準備等

令和７年 10 月 12 日、第６次 NACCS から第７次 NACCS への移行作業が無事終了し、順調に稼働している。

また、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCS センター）から第７次 NACCS のプログラム変更要望に係るとりまとめ依頼があったので、各地区通関業会を通じ調査を実施し、その結果を NACCS センターへ報告した。

⑤　関税等の納税に関する環境整備等

イ．公正取引委員会では、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公平な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を継続的に実施している。

令和７年６月 24 日、令和６年度における調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況が公表され、この中で、優越的地位の濫用につながるおそれがあるものとして荷主が物流事業者に輸入通関業務を委託する際に関税、消費税の納付を立て替えさせた事例について注意処分を行ったことが公表された。荷主による物流事業者への関税等の立替払いに対する注意処分は４年連続となった。

---

[4] 平成 28 年にミャンマー通関業会、令和元年にモンゴル通関業会、令和５年にインド貨物運送業者協会連合会(FFFAI)、令和６年に中国通関業会、及び令和７年に韓国関税士会との間で「協力の枠組みに係る MOU」を締結。なお、モンゴル通関業会は、MOU 締結の時点では IFCBA メンバーであったが、現在は退会している。

[5] 2025 年度の留学生は、バングラデシュ、ボツワナ、カメルーン、インド、ケニア、モーリシャス、パキスタン、スリランカ、ジンバブエの９ヶ国から９名。

当該情報については各地区通関業会事務局を通じて会員へ周知した。

ロ．令和7年9月19日、国交省会議室において開催された「2030年度に向けた総合物流施策大綱に関する検討会」第6回会合に、当連合会の岡藤会長が出席し、国際物流における通関業の役割と重要性及び通関業の経営課題である通関業務料金の値上げ問題や関税等の立替払い問題について説明し、意見交換を行った。

この結果、次期総合物流施策大綱において初めて通関業が取り上げられることとなった。

(2) 輸出入通関情報提供事業関連

通関情報提供システム（CCIS）については、令和7年10月12日にシステム更改を行い、①関税関係帳簿の自動作成、②電子帳簿保存法に係る検索機能、③関税関係帳簿と輸出入関係書類データとの紐づけ・保管、等の機能を追加した。この結果、CCISについては、電子帳簿保存における優良帳簿の機能を満たすものとなった。

なお、関税局調査課の担当官からの求めに応じ、更改CCISの上記機能等を説明するとともに、税関の事後調査に係るDX化について意見交換を行った。

(3) NACCSセンターとの共同事業の推進

NACCSセンターとの共同事業である「貿易関連書類電子保管業務（NACCS-DMS)」については、年度末の利用者数が20社（対前年度末比＋5社）となった。

(4) 研修事業関連

① 通関士試験突破研修

令和7年度の「通関士試験突破研修」の受講者は328名(対前年度比2.8%増)で、直前模試については受講者に加えて145名から申し込みがあり、合計473名が参加した。

研修受講者には、テキスト配布のほか、スクーリング動画配信や個別質問への迅速な回答、模擬試験のWEB採点サービスにより、学習意欲の維持、確保に努めた結果、令和7年10月5日に実施された第59回通関士試験の合格者は23名（前年度は20名）となった。

③ 通関士専門研修

通関士専門研修については、昨年度は1回（16科目）の開催であったが、今回は10月期と翌2月期の2回、開催した。

10月期は8科目の講座に延べ329名、2月期は8科目の講座に延べ344名の合計673名（対前年度比144%）が参加した。

(5) 図書の編纂、発行事業関連

刊行図書は大きく研修教材と実務参考図書に分かれ、各種研修の教材として使用しているほか、会員及び官公庁などから購入申込みがあった。

令和７年度の関税法等の改正を踏まえ、所要の改訂を行った。

(6) 広報・啓蒙事業関連

①「通関業の日」記念日式典

令和７年 10 月８日（水）、ホテルグランドアーク半蔵門において、令和７年度の「通関業の日」記念日式典を実施した。

会長特別表彰については、前理事の喜納政芳氏（前沖縄通関業会会長）、熊坂高氏（前函館通関業会会長）及び今村忠如氏の３名に対し感謝状が、また旭化成株式会社の田中雄作氏、株式会社アイシンの清水一氏及び株式会社ティー・ティー・シーの岡部典子様に対し表彰状が授与された。

記念日講演会では、前日本銀行総裁、政策研究大学院大学政策研究院シニア・フェローの黒田東彦氏より「世界経済の分断化～ウクライナ戦争とトランプ関税の影響」と題して講演を行っていただいた。

懇談会には、財務省関税局・税関の幹部をはじめ関係団体、会員企業から約 300 人が参加した。

② マスコミへの積極的な広報、会報の充実

通関業・通関士の認知度向上を図る観点から、業界紙等に対し積極的に情報提供を行ったほか、取材申込に対しても積極的に対応した。

③ 密輸撲滅キャンペーンの実施

令和６年５月、各地区通関業会が税関及び関係機関と協力して密輸撲滅キャンペーンを実施した。

④ 不正輸出入に係る情報の提供

財務省関税局との間で不正薬物[6]、銃器[7]、テロ関連物資及び金地金等[8]の密輸防止に関する覚書（MOU）を締結していることを踏まえ、通関士等が日常業務の中で入手する不審情報の税関への通報を慫慂した。

---

[6] 不正薬物に関する MOU 締結（平成４年６月）
[7] 銃器に関する MOU 締結（平成７年５月）
[8] テロ関連物資及び金地金等に関する MOU 締結（平成 31 年１月）

(7) 有料職業紹介事業

7年度における有料職業紹介事業（JCBA人材紹介）において、雇用契約に至った紹介は2件である。